

○● 暮らしの安心・安全ネット・いろいろ情報便 ●○

京都府消費生活安全センター（5月31日第777号）

① 子どもでも簡単に支払える ネット通販にご注意

～国民生活センターからのお知らせ～

② アームリング付き浮き具による子どもの溺水事故が発生！

－浮き具をつけても安心しないで－

～国民生活センターからのお知らせ～

1. 子どもでも簡単に支払える ネット通販にご注意

～国民生活センターからのお知らせ～

<事例>

小学生の娘が、数カ月前に親の同意なしで娘のスマホでネット通販を利用し、洋服や文具等を購入していた。

先日、コンビニ後払い決済業者から約8千円の請求書が届いた。商品を使用しているので今回は支払いをするつもりだが、未成年なので取り消しができる場合もあるのか。（当事者：小学生）

<消費者へのアドバイス>

- ・買い物時にお金がなくても先に商品を手に入れ、後からコンビニ等で代金を支払うコンビニ後払い決済は、ネット通販でよく利用されています。決済サービスによっては電話番号等の簡単な情報だけで利用できるため、クレジットカードなどが持てない子どもでも利用できるものの、代金を支払えなくなるトラブルもみられます。
- ・コンビニ後払い決済を使う際は、必ず親権者等の同意を得た上で、代金を自分で支払えるかどうか確認しましょう。
- ・ネット通販を利用する際は、契約時・解約時の条件や契約内容をよく確認することも大切です。ルール等を家族でよく話し合っておきましょう。
- ・未成年取り消しができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

<詳細>国民生活センター

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support208.html



③ アームリング付き浮き具による子どもの溺水事故が発生！

－浮き具をつけても安心しないで－

～国民生活センターからのお知らせ～

<事例>

子どもの水辺での遊戯用補助具として、左右のアームリングと胸部の浮き具（浮力体）が一体となった「アームリング付き浮き具」がインターネット通信販売等で販売されており、様々な形状

のものが見受けられます。

今般、2023年12月、「医師からの事故情報受付窓口」に、アームリング付き浮き具を着用中に子どもが溺水したとの情報が寄せられました。

<消費者へのアドバイス>

- ・アームリング付き浮き具はライフジャケットとは異なり、命を守るためのものではないことを理解した上で正しく使いましょう。
- ・水遊びの際は必ず保護者（監督者）も子どもと一緒に水に入り、万が一の場合に備え、すぐに手を差し伸べられるように寄り添いましょう。
- ・アームリング付き浮き具は、着用の向きやベルト等の緩みによって溺水の危険が高まります。命にかかわりますので、必ず正しい向きを確認し、浮力体が身体に密着するように正しく着用しましょう。
- ・アームリング付き浮き具は、海や川などの自然領域での使用には適しません。海や川などの自然領域では、子どもの身体に適したサイズのライフジャケットを正しく着用しましょう。

<詳細>国民生活センター

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240522_1.html

=====
いろいろ情報便では、会員の皆さんが発信される情報も提供したいと考えております。
団体に寄せられた相談事例や消費生活に関する講座の開催情報もぜひご提供ください。
その他、いろいろ情報便等に関するご意見・ご要望もお待ちしております。

京都くらしの安心・安全ネットワーク

（事務局：京都府消費生活安全センター）

情報の提供やご意見・お問い合わせは…

TEL：075-671-0030

FAX：075-671-0016

E-mail:kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

★★ 消費者ホットライン 188(いやや) 泣き寝入り ★★

「消費者ホットライン」は、消費生活相談の全国共通の電話番号です。
上記の電話番号にかけると、最寄りの消費生活センターへつながります。

=====